

令和7年門審第14号

裁 決
貨物船A岸壁衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年12月5日09時18分

関門港若松第6区

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 498トン

全 長 64.33メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び操縦性能

Aは、平成3年11月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、操舵室前部中央に操舵スタンドを、その右舷側に機関遠隔操縦装置を、左舷側に1号レーダー、2号レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ設置していた。

海上公試運転成績書によれば、船首喫水3.45メートル船尾喫水4.90メートル、機関回転数毎分350及び速力11.44ノットの状態において、左舵35度をとったとき、最大縦距が194メートル、最大横距が165メートル及び90度回頭に要する時間が44秒、右舵35度をとったとき、最大縦距が190メートル、最大横距が160メートル及び90度回頭に要する時間が42秒であり、全速力後進を発令してから船体が停止するまでの所要時間及び最短停止距離が1分55秒及び320メートルであった。

(2) 関門港若松第6区安瀬5号岸壁への着岸操船計画

a 受審人の安瀬5号岸壁（以下「5号岸壁」という。）への着岸操船計画は、5号岸壁まで300メートルとなったところで、速力を4.0ノットとして5号岸壁に向けて針路を定め、150メートルないし200メートルとなったところで、機関を中立運転及び右舷錨を投下して速力を1.5ノットまで徐々に減速し、50メートルとなったところで、右舷錨鎖を巻き締めて右舵一杯を取って右回頭しながら、20メートルとなったところで、速力を1.0ノット以下として着岸することとしていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか4人が乗り組み、汚泥930.33トンを積載し、船首3.1メートル船尾4.5メートルの喫水をもって、令和

6年12月3日12時00分名古屋港を発し、関門港に向かった。

a 受審人は、翌々5日06時30分関門航路東方沖合で昇橋して単独の船橋当直に就いて同航路を航行し、1号レーダーを0.5海里レンジのコースアップ表示及びGPSプロッターをヘッドアップ表示でそれぞれ作動させ、5号岸壁に入船左舷着けする予定で、安瀬航路を西行した。

a 受審人は、09時15分半僅か前若松洞海湾口防波堤灯台から282度（真方位、以下同じ。）1.97海里に当たる安瀬公共岸壁北東端（以下「基点」という。）から085度760メートルの地点で、5号岸壁に向けて針路を184度に定め、4.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、09時16分半基点から094度750メートルの地点に差し掛かり、5号岸壁まで170メートルとなったので、機関を中立運転及び右舷錨を投下して減速を開始した。

09時17分少し前a 受審人は、基点から096度750メートルの地点に達したとき、5号岸壁まで150メートルとなり、速力が計画どおりに低減していない状況であったが、岸壁との接近状況で速力を把握できるものと思い、レーダーの速力表示を見るなど、速力の低減状態の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、09時18分少し前過大な速力であることを認め、機関を半速力後進、右舵一杯としたものの、及ばず、09時18分基点から107度760メートルの地点において、Aは、原針路、3.0ノットの速力となったとき、その船首が5号岸壁に衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の中

央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首外板に破口等を、5号岸壁は側壁のコンクリート部分に欠損を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、関門港若松第6区において、5号岸壁に着岸する際、速力の低減状態の確認が不十分で、過大な速力で接近したことによって発生したものである。

a 受審人は、関門港若松第6区において、5号岸壁に着岸する場合、岸壁前面の水域で計画どおりに減速できるよう、レーダーの速力表示を見るなど、速力の低減状態の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、岸壁との接近状況で速力を把握できるものと思い、速力の低減状態の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、速力が計画どおりに低減されず過大な速力で接近して5号岸壁へ衝突する事態を招き、船体及び5号岸壁に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月14日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌 芳